慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	韓国・罰金未納者に対する社会奉仕命令(翻訳)
Sub Title	Community service order against fine defaulters in Korea
Author	太田, 達也(Ota, Tatsuya)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2010
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.83, No.5 (2010. 5) ,p.59- 64
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20100528-0059

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

資料

韓国・罰金未納者に対する社会奉仕命令（翻訳）

太田達也／訳

罰金未納者の社会奉仕執行に関する特例法

二〇〇九年三月二五日法律第九五二三号
二〇〇九年九月二六日施行

第一条（目的） この法は、「刑法」第六九条第二項の罰金未納者に対する労役場留置を社会奉仕に代えて執行することができる特例と手続を規定することによって、経済的な理由で罰金を納付することができない者の労役場留置による拘禁を最小化し、その便益を図ることを目的とする。

第二条（定義） この法で使用する用語の意味は、次の通りとする。

一 「罰金未納者」とは、裁判所から罰金を宣告され、確定したにもかかわらず、その罰金を納付しない者をいう。

二 「社会奉仕」とは、保護観察官が指定した日時と場所で公共の利益のために実施する無報酬の勤労をいう。

三 「社会奉仕対象者」とは、罰金未納者の申請により検事の請求で裁判所が社会奉仕を許可した者をいう。

第三条（国家の責務） 国家は、経済的な理由による労役場留置を最小化するため、罰金未納者に対する社会奉仕執行等に関する施策を積極的に樹立・施行しなければならない。

第四条（社会奉仕の申請） ① 大統領令で定める金額範囲内の罰金刑が確定した罰金未納者は、検事の納付命令日から三〇日以内に住居地を管轄する地方検察庁（地方検察庁支庁を含む。以下、同じ。）の検事に社会奉仕を申請することができる。但し、検事から罰金の一部納付又は納付延期を許可された者は、その許可期限内に社会

奉仕を申請することができる。

② 第一項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する者は社会奉仕を申請することができない。

一 懲役又は禁錮と同時に罰金を宣告された者

二 「刑法」第六九条第一項但書により裁判所から罰金の宣告と同時に罰金を完納する時まで労役場に留置することを命ぜられた者

三 他の事件で刑若しくは勾留延長が執行され、又は労役場に留置され拘禁中の者

四 社会奉仕を申請する当該罰金に対し裁判所から社会奉仕を許可されず、又は取り消された者。但し、社会奉仕不許可事由が消滅した場合はこの限りでない。

③ 第一項の社会奉仕を申請するときに必要な書類及び提出方法に関する事項は大統領令で定め、申込書式及び書式に記載する内容等は法務部令で定める。

第五条（社会奉仕の請求） ① 第四条第一項の申請を受けた検事は、社会奉仕申請人（以下、「申請人」という。）が第六条第二項各号の要件に該当しないときには裁判所に社会奉仕の許可を請求しなければならない。

② 検事は、社会奉仕の請求可否を決定するために必要な場合、申請人に出席若しくは資料の提出を要求し、又は申請人の同意を得て公共機関、民間団体等に罰金納付能力の確認に必要な資料の提出を要求することができる。

③ 申請人が正当な理由なく検事の出席要求や資料提出要求を拒否した場合、検事は申請を棄却することができる。

④ 検事は、申請日から七日以内に社会奉仕の請求可否を決定しなければならない。但し、第二項による出席要求、資料提出要求にかかる期間は上の期間に含まない。

⑤ 検事は、社会奉仕の申請を棄却したときには、これを遅滞なく申請人に書面で知らせなければならない。

⑥ 社会奉仕の申請を棄却する検事の処分に対する異議申立に関しては、「刑事訴訟法」第四八九条を準用する。

第六条（社会奉仕許可） ① 裁判所は、検事から社会奉仕許可請求を受けた日から一四日以内に、罰金未納者の経済的能力、社会奉仕の履行に必要な身体的能力、住居の安定性等を考慮し、社会奉仕の許否を決定する。但し、第三項による出席要求、資料提出要求にかかる期間は上の期間に含まない。

② 次の各号の一に該当する場合には社会奉仕を許可しない。

一 第四条第一項による罰金の範囲を超過し、又は申請期間を過ぎた者が申請をした場合

二　第四条第二項により社会奉仕を申請することができない者が申請をした場合
三　正当な事由なく第三項による裁判所の出席要求又は資料提出要求を拒否した場合
四　申請人が一定の収入源や財産があり罰金を納付することができると判断される場合
五　疾病その他の事由で社会奉仕を履行するのが適当でないと判断される場合

③　裁判所は、社会奉仕の許否を決定するために必要な場合、申請人に出席若しくは資料の提出を要求し、又は申請人の同意を得て公共機関、民間団体等に罰金納付能力の確認に必要な資料の提出を要求することができる。

④　裁判所は、社会奉仕を許可する場合、罰金未納額により計算された労役場留置期間に相応する社会奉仕時間を算定しなければならない。但し、算定された社会奉仕時間のうち一時間未満は執行しない。

⑤　社会奉仕を許可されなかった罰金未納者は、その決定を告知された日から一五日以内に罰金を納付しなければならず、上の期間内に罰金を納付しない場合、労役場に留置する。但し、社会奉仕不許可に関する通知を受けた日から一五日が過ぎるまで罰金を納付しなかった者のうち「刑法」第六九条第一項による罰金納付期間が経過しない者の場合には、その納付期間が過ぎた後、労役場に留置する。

第七条（社会奉仕の許否に対する通知）　①　裁判所は、第六条第一項の決定を検事及び申請人に書面で知らせなければならない。

②　裁判所は、社会奉仕を許可する場合、その確定日から三日以内に社会奉仕対象者の住居地を管轄する保護観察所（保護観察支所を含む。以下、同じ。）の長に社会奉仕許可書、判決文謄本、略式命令謄本等社会奉仕執行に必要な書類を送付しなければならない。

第八条（社会奉仕の申告）　①　社会奉仕対象者は、裁判所から社会奉仕許可の告知を受けた日から一〇日以内に社会奉仕対象者の住居地を管轄する保護観察所の長に住居、職業その他大統領令で定める事項を申告しなければならない。

②　社会奉仕対象者から第一項の申告を受けた保護観察所の長は、社会奉仕対象者に社会奉仕の内容、遵守事項、社会奉仕終了及び取消事由等に関して告知しなければならない。

第九条（社会奉仕の執行担当者）　①　社会奉仕は、保護

観察官が執行する。但し、保護観察官は、その執行の全部又は一部を国公立機関及びその他の団体又は施設の協力を得て執行することができる。

② 検事は、保護観察官に社会奉仕執行状況に関する関連資料の提出を要求することができ、執行方法及び内容が不適当と認める場合にはこれに対する変更を要求することができる。

③ 保護観察官は、検事から第二項の変更要求を受けた場合、それに従い社会奉仕の執行方法及び内容を変更し、執行しなければならない。

第一〇条（社会奉仕の執行） ① 保護観察官は、社会奉仕対象者の性格、社会経歴、犯罪の原因及び個人的特性等を考慮し、社会奉仕の執行分野を定めなければならない。

② 社会奉仕は一日九時間を超えて執行することができない。但し、社会奉仕の内容上連続執行の必要性があり、保護観察官が承諾し、社会奉仕対象者が明確に同意した場合に限り、延長して執行することができる。

③ 社会奉仕の執行時間は、社会奉仕期間中の執行時間を合算し、時間単位とする。但し、執行時間を合算した結果、一時間未満である場合、一時間とする。

④ 執行開始時期その他の社会奉仕執行基準に関する事項は大統領令で定め、具体的な手続及び書式に記載する内容等は法務部令で定める。

第一一条（社会奉仕の執行期間） 社会奉仕の執行は、社会奉仕が許可された日から六月以内に終えなければならない。但し、保護観察官は、特別な事情がある場合、検事の許可を得て、六月の範囲で一度その期間を延長して執行することができる。

第一二条（社会奉仕対象者の罰金納入） ① 社会奉仕対象者は、社会奉仕の履行を終える前に罰金の全部又は一部を納付することができる。

② 社会奉仕の執行中に罰金を納付しようとする社会奉仕対象者は、保護観察所の長から社会奉仕執行確認書の発給を受け、住居地を管轄する地方検察庁の検事に提出しなければならない。

③ 第二項の社会奉仕執行確認書の提出を受けた検事は、未納の罰金から既に執行した社会奉仕時間に相応する金額を控除する方法で残る罰金を算定し、社会奉仕対象者に告知する。

④ 検事は、社会奉仕対象者が罰金の全部又は一部を納付した場合、その事実を遅滞なく社会奉仕を執行中の保護

観察所の長に通報しなければならない。

⑤　社会奉仕対象者が、未納罰金の一部を納付した場合、検事は裁判所が決定した社会奉仕時間から既に納付した罰金に相応する社会奉仕時間を控除する方法で残る社会奉仕時間を再び算定し、社会奉仕対象者と社会奉仕を執行中の保護観察所の長に通報しなければならない。

第一三条（社会奉仕履行の効果）　この法による社会奉仕の全部又は一部を履行した場合には、執行した社会奉仕時間に相応する罰金額を納付したものとみなす。

第一四条（社会奉仕許可の取消）　①　社会奉仕対象者が、次の各号の一に該当する場合、保護観察所管轄の地方検察庁の検事は、保護観察所の長の申請により、社会奉仕許可の取消を裁判所に請求する。

一　正当な事由なく第八条第一項の申告をしない場合

二　第一一条の期間内に社会奉仕を終えない場合

三　正当な事由なく「保護観察等に関する法律」第六二条第二項の遵守事項に違反し、又は拘禁等の事由で社会奉仕を続けて執行することが適当でないと判断される場合

②　第一項の取消申請がある場合、保護観察官は社会奉仕の執行を中止しなければならない。但し、第一項の取消申請により社会奉仕の執行が中止された期間は第一一条の期間に含まない。

③　第一項の請求を受けた裁判所は、社会奉仕対象者の意見を聞き、又は必要な資料の提出を要求することができる。

④　裁判所は、第一項の請求がある日から一四日以内に社会奉仕取消の可否を決定する。但し、社会奉仕対象者の意見を聞き、又は必要な資料の提出要求等にかかる期間は上の期間に含まない。

⑤　裁判所は、第四項の決定を検事及び社会奉仕対象者に書面で知らせなければならない。

⑥　第五項の告知を受けた検事は、保護観察所の長に遅滞なく書面で知らせなければならない。

⑦　社会奉仕許可が取り消された社会奉仕対象者は、取消通知を受けた日から七日以内に残る社会奉仕時間に該当する未納罰金を納付しなければならず、その期間内に未納罰金を納付しない場合、労役場に留置する。

⑧　社会奉仕の取消を求める保護観察所の長は、申請又は検事の取消請求が受け入れられない場合、保護観察官は遅滞なく社会奉仕を執行しなければならない。

第一五条（社会奉仕の終了）　①　社会奉仕は、次の各号

の一に該当する場合に終了する。

一　社会奉仕の執行を終えた場合

二　社会奉仕対象者が罰金を完納した場合

三　第一四条により社会奉仕許可が取り消された場合

四　社会奉仕対象者が死亡した場合

②　保護観察所の長は、社会奉仕対象者が第一号又は第四号に該当する場合、社会奉仕対象者の住居地を管轄する地方検察庁の検事に遅滞なく通報しなければならない。

第一六条（即時抗告）　申請人及び検事は、第六条第一項の社会奉仕許否決定及び第一四条第四項の社会奉仕許可の取消可否決定に対して即時抗告することができる。

第一七条（社会奉仕対象者に対する準用）　①　社会奉仕対象者に対しては、「保護観察等に関する法律」第三四条乃至第三八条、第五四条、第五五条、第五九条及び第六二条第二項を準用する。

②　この法による決定に対しては、この法に特別な規定がある場合を除いては「刑事訴訟法」を準用する。

附　則〈第九五二三号、二〇〇九年三月二五日〉

第一条（施行日）　この法は、公布後六月が経過した日から施行する。

第二条（適用範囲に関する経過規定）　①　この法は、この法の施行前に罰金を宣告された者に対しても適用する。但し、この法の施行当時罰金が確定していた者は、この法の施行日から六〇日以内に社会奉仕を申請しなければならない。

②　この法の施行当時罰金未納で指名手配中であり、又は労役場に留置中の者が社会奉仕を申請した場合、社会奉仕許可決定がある時まで労役場に留置することができる。

第三条（時効中断）　この法の施行当時罰金が確定していた者については、社会奉仕の許可で罰金刑の時効が中断する。

第四条（執行期間の特例）　この法の施行当時罰金が確定していた者に対し社会奉仕が許可された場合、第一一条の規定にかかわらず、その決定日から三年内に執行することができる。